

新型コロナウイルス感染症に係る児童福祉施設等の感染防止対策について

令和2年9月17日
子供未来応援課
こども家庭課
安心保育推進課

1 趣旨

児童福祉施設等は、新型コロナウイルス感染症等に対する適切な感染防止対策を行った上で事業を継続することが求められているため、医療機関等の感染症専門家等による適切な助言・指導を行うことにより、児童福祉施設等の感染症への対応力を向上しつつ、継続的に事業を実施していくための体制整備を図る。

2 取組内容

(1) 相談窓口の設置

児童福祉施設等の職員が、施設の感染防止対策を講じる上で、疑問や不安がある場合、感染症の専門家から無料で適切な助言・指導を受けられるよう、相談窓口を設置

相談窓口	NPO法人 ひろしま感染症ネットワーク
開設期間	令和2年8月3日(月)から令和3年3月31日まで
対象施設 (施設数)	放課後児童クラブ(615)、地域子育て支援拠点(160)、 子育て世代包括支援センター(67)、 保育所・地域型保育事業所(727)、幼保連携型認定こども園(147)、 認可外保育施設(252)、児童養護施設等(51)、 障害児を対象とする福祉サービス施設(611)
相談方法	・専用の相談フォームにより相談内容を記載 相談フォーム： http://nich.or.jp/hiroshimakodomo.html ・数日以内に感染症を専門とする医師(又は看護師)からのアドバイスを事務局からメールで回答
相談内容	・感染予防のための施設環境や備品の整備、消毒方法・頻度等(施設内、遊具等) ・職員や利用者の感染防止対策 ・職員等から陽性者が出た場合の対応方法 など

(2) 感染防止対策に係る現地指導、研修会の実施

児童福祉施設等のうち20か所程度を選定して、医療機関等の感染症の専門家を派遣し、施設の感染防止対策の状況を確認し、指導・助言を実施

現地指導の内容を踏まえ、児童福祉施設職員等を対象に、オンラインによる研修会を実施(10月頃を予定)

(3) 感染防止対策を講じるために必要な経費等の支援

マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入等、施設の感染防止対策を講じるために必要な経費について、各市町を窓口として1施設あたり50万円を交付